

家畜共済

加入するメリット

家畜の死亡または廃用により新たな家畜を導入しなければならなくなった際の導入経費、家畜の疾病及び傷害による診療費に対し共済金を支払うことにより加入者の経営負担を軽減します。



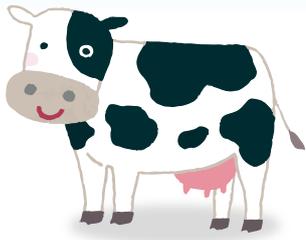
安心のネットワーク

NOSAI長野

1

共済目的

家畜共済では、以下のものを共済の対象としています。



牛

出生後第4月の月の末日を経過したもの(ただし、出生後第4月の月の末日を経過しない子牛及び授精等の後240日以上の子牛を対象とすることが可能)



馬

出生した年の末日を経過したもの



種豚

出生後第5月の月の末日を経過したもの



肉豚

出生後第20日の日(その日に離乳していないときは、離乳した日)から出生後第8月の月の末日までのもの

2

共済事故

以下の場合に、共済金が支払われます。

- (1) 牛(子牛を含む。)、馬及び種豚 死亡(と殺等^(※1)を除く。)、廃用^(※2)、疾病及び傷害
- (2) 牛の胎児及び肉豚 死亡(と殺等^(※1)を除く。)

(※1) 家畜伝染予防法による手当金等により、家畜伝染予防法の規定による評価額について満額補償される場合は、共済事故の対象とはなりません。
 (※2) 共済事故の対象となる廃用は、疾病や傷害によって死にひんした状態になるなど家畜として使用する価値がなくなったことによる廃用です。(老齢等、能力低下により単に使用価値を失った家畜の廃用は対象に含まれません。)



(家畜の診療風景)

3

共済掛金期間

共済掛金期間とは、共済金の支払の対象となる期間のことで、加入者から農業共済組合に共済掛金の払い込みを受けた日の翌月の2日から1年間です。

4

引受方式(加入できる方式)

家畜共済では、「包括共済」と「個別共済」の2種類の引受方式があります。

引受方式	対象家畜	内 容
包括共済	乳牛の雌等 肉用牛等 種雄馬以外の馬 種豚 肉豚	包括共済は、対象家畜の種類ごとに加入者が飼養する全頭を加入し損失を補償する方式です。 (肉豚については、飼養区分(導入日を同じくする等の飼養群の単位)ごとに引き受ける群単位引受方式と、農家単位に年間一括で引き受ける農家単位引受方式があります。)
個別共済	種雄牛 種雄馬	種畜証明書の交付を受けている家畜1頭ごとに加入します。

5 共済価額

共済価額とは、包括共済の場合は、対象家畜の種類ごとに、現に飼養している家畜の価額を合計したもの(肉豚の群単位引受方式の場合は、飼養区分ごとに共済掛金期間開始時に飼養している肉豚の価額を合計したもの)、また個別共済の場合は、個々の家畜の評価額であり、農業共済組合が評価します。

6 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が生じたとき、農業共済組合が支払う共済金の限度額です。なお、共済金額は、共済価額に最低割合(※)を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、加入者が決定します。(※)最低割合は、農業共済組合等が2~4割(肉豚は4割)の範囲内で定める割合です。

包括共済の共済金額の設定(例)



7 共済掛金(国からの助成があります。)

共済掛金は、共済金を支払う財源となり、あらかじめ加入者から納めていただくものです。共済掛金のうち約2分の1(豚は5分の2)を国から助成しており、加入者にはその残りを負担していただきます。

8 共済金

共済金は、共済掛金期間内に発生した共済事故によって、加入者が損害を受けたときに、その損害の程度に応じて支払われます。

家畜が死亡または廃用になった場合に支払われる共済金

$$\left(\text{事故家畜の価額} - \text{残存物価額等} \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} = \text{共済金}$$

(注)1 「残存物価額」は、廃用家畜の肉、皮等から得られる収入です。

(注)2 上の式において、共済金の計算に用いる「残存物価額」は、事故家畜の価額の2分の1を限度とします。

(注)3 上の式により算定される共済金の額が純損害額(加入者の損害額)を上回る場合は、純損害額が共済金として支払われます。

共済金の支払例

牛5頭(家畜の価額はそれぞれ40万円、40万円、30万円、10万円、10万円)で加入し、共済価額は130万円、共済金額65万円を選択。価額40万円の牛の廃用事故が起き、残存物価額が10万円であった場合、以下の共済金が支払われます。

$$\left(\text{事故家畜の価額} 400,000円 - \text{残存物価額} 100,000円 \right) \times \frac{\text{共済金額} 650,000円}{\text{共済価額} 1,300,000円} = \text{共済金} 150,000円$$

家畜の疾病又は傷害の診療費に対する共済金

診療内容に応じて、農林水産大臣が定める診療点数により算出された額が共済金となります。なお、初診料は共済金支払の対象にはなりません。

種豚共済

1. 加入の対象となる豚	生後5月の末日を経過した種雌豚及び種雄豚(以下「種豚」という。)の全てをまとめて加入しなければいけません。
2. 補償期間(責任期間)	共済掛金が農業共済組合に払込みのあった日の翌日から1年間。
3. 補償額(共済金額)	飼育されている種豚の1頭ごとの価額を合計した額の20%~80%の範囲内で、農家(加入者)が選んだ金額。
4. 共済掛金	$(共済金額 \times 共済掛金率) - 国庫負担額(共済掛金の2/5) = 農家負担共済掛金$ 農家負担共済掛金が共済掛金期間開始のときにおける農家負担掛金が定款で定めた一定額以上の場合、3回に分けた分納も可能です。(分納保証人が必要です。)
5. こんな時に共済金をお支払いします。 (共済事故)	(1) オールリスク方式(従来型) ① 事故・病気等により死亡した場合(死亡事故) ② 事故・病気等により種豚として使用価値が無くなりと畜した場合(廃用事故)ただし、繁殖障害と乳房炎は除く。 ③ 事故・病気等により獣医師の診療を受けた場合(病傷事故) (2) 1号事故除外方式(特定の死亡・廃用事故と病傷事故を補償) ① 火災、自然災害及び特定の伝染病(「法定伝染病」、「届出伝染病」)による死亡事故及び廃用事故 ② 事故・病気等により獣医師の診療を受けた場合(病傷事故) (3) 2号事故除外方式(特定の死亡・廃用事故を補償) ① 火災、自然災害及び特定の伝染病(「法定伝染病」、「届出伝染病」)による死亡事故及び廃用事故 (4) 4号事故除外方式(死亡事故と行方不明を補償) ① 事故・病気等により死亡した場合(死亡事故) ② 盗難などにより行方不明となった場合(廃用事故) (5) 5号事故除外方式(死亡・廃用事故を補償) ① 事故・病気等により死亡した場合(死亡事故) ② 事故・病気等により種豚として使用価値が無くなりと畜した場合(廃用事故)
6. その他	平成27年4月から農家(加入者)が画像(スマートフォン等)をメール送信することで死亡確認が出来るようになりました。

肉豚共済

1. 加入の対象となる豚	生後20日又は離乳の日から全てをまとめて加入しなければいけません。
2. 補償期間(責任期間)	群単位引受方式は生後20日(離乳した日)から8月の末日まで(飼養群単位) 農家単位引受方式は生後20日(離乳した日)から種豚になるまで(責任期間1年間)
3. 補償額(共済金額)	飼育されている肉豚の1頭ごとの価額を合計した額の40%~80%の範囲内で、農家(加入者)が選んだ金額。
4. 共済掛金	$(共済金額 \times 共済掛金率) - 国庫負担額(共済掛金の2/5) = 農家負担共済掛金$
5. こんな時に共済金をお支払いします。 (共済事故)	(1) 群単位引受方式・農家単位引受方式 事故・病気等により死亡した場合(死亡事故) (2) 農家単位引受方式の事故除外(特定の死亡を補償) 火災、自然災害及び特定の伝染病(「法定伝染病」、「届出伝染病のニバウイルス感染症、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎に限る」)による死亡事故
6. その他	※共済掛金が少ない農家単位引受方式(事故除外)を提案しています。 平成27年4月から農家(加入者)が画像(スマートフォン等)をメール送信することで死亡確認が出来るようになりました。

お申込み・お問い合わせは